



令和4年度

石垣島土地改良区だより

目次

- ・理事長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・第14回通常総代会開催・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ・令和2年度決算・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ・令和2年度財産目録・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ・令和4年度賦課金について・・・・・・・・3
- ・令和3年度賦課金徴収実績・・・・・・・・4
- ・滞納処分の実施について・・・・・・・・4
- ・組合員の皆様へ・・・・・・・・4

石垣島土地改良区の概要

組合員数 2,928名
 受益面積 4,338ha
 総代役員 総代40名/理事14名/監事3名
 職員数 20名(再任用、非常勤職員含)



底原ダムロゴマーク
平成18年10月14日制定



名蔵ダムロゴマーク
平成19年10月13日制定

理事長あいさつ

晴天が続き暑さが次第に強まっていく季節を迎え、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。令和4年度石垣島土地改良区だよりの発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力して頂いている中ではありますが、日頃より土地改良区の運営及び農業用水運用等に格別のご支援、ご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

石垣島土地改良区の理事長職を継続で務めさせていただきますが、例年と同様に行政と連携しながら、受益農家の皆様方の所得向上に向けて土地改良事業ならびに、国営事業の順調な推進に向け邁進して参りますので、組合員皆様方のお力添えをどうぞよろしくお願い致します。

平成26年度に事業着手いたしました農業用水の再編整備であります国営石垣島土地改良事業計画が本格的に実施され、これまで水不足でありました石垣島の北部地区や西部地区に農業用水を供給することが可能となって参ります。

農業用水を活用することにより、農産物の増収と品質の向上、付加価値の向上など、農家経営の安定が図られるものと考えております。

現在、改良区では数多くの農業用施設に経年劣化が生じているため、補修による維持管理費の増加、さらには滞納賦課金徴収等の課題を抱えておりますが、石垣島の農業の未来のため、運営の改善、持続制のある農業農村整備の振興に役職員一同全力をあげて努力し取り組んで参ります。

どうぞ今後とも皆様方のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。結びに、組合員の皆様のご健康とご活躍を祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます



石垣島土地改良区理事長
中山義隆

第 14 回 通常総代会開催

石垣島土地改良区 第 14 回通常総代会が令和 4 年 3 月 30 日石垣市健康福祉センター 2 階視聴覚室で、午後 2 時から中山義隆理事長の挨拶に続いて、大浜地区 盛山 信範 総代を議長に選任し、次の議案が上程され、全議案が原案通り可決承認されました。



第 14 回 通常総代会議案

- 議案第 1 号・・・令和 2 年度 事業報告の承認について
- 議案第 2 号・・・令和 2 年度一般会計・特別会計収支決算・財産目録の承認及び監査報告について
- 議案第 3 号・・・令和 3 年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 4 号・・・定款の一部変更議決について
- 議案第 5 号・・・職員給与規程等の一部変更議決について
- 議案第 6 号・・・会計細則及び特別会計管理規程変更議決について
- 議案第 7 号・・・令和 4 年度 事業計画について
- 議案第 8 号・・・石垣島第 7 地区 区営土地改良事業(農業用排水施設)の施行について
- 議案第 9 号・・・石垣地区 区営土地改良事業(農業用排水施設)の施行について
- 議案第 10 号・・・令和 4 年度 経常賦課金、特別賦課金及び管理賦課金の徴収方法の議決について
- 議案第 11 号・・・令和 4 年度 一時借入金の最高限度額及び貯金の預入先金融機関の議決について
- 議案第 12 号・・・令和 4 年度 石垣島土地改良区住所変更の議決について
- 議案第 13 号・・・令和 4 年度 一般会計及び特別会計収支予算の議決について

令和 2 年度 決算

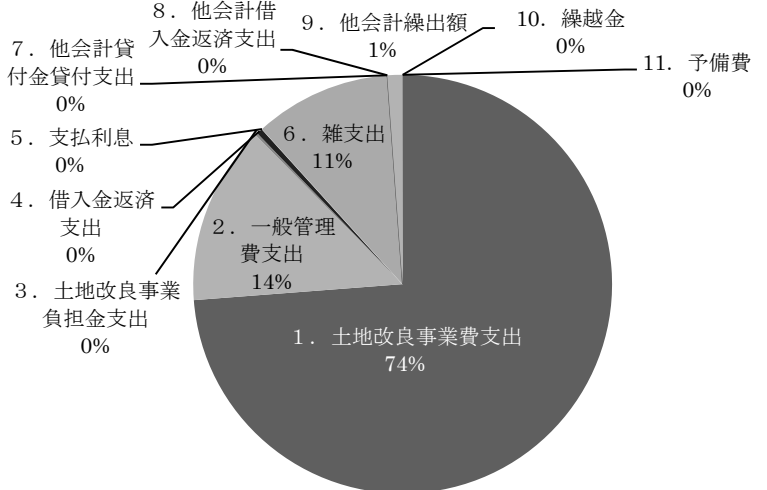
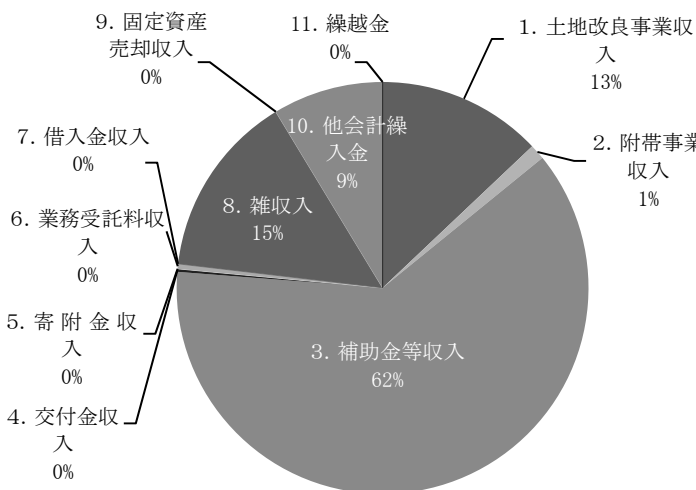
一般会計

(単価：円)

(単価：円)

収入の部	
科目	決算額
1. 土地改良事業収入	97,717,139
2. 附帯事業収入	9,000,000
3. 補助金等収入	469,162,000
4. 交付金収入	1,800,000
5. 寄附金収入	0
6. 業務受託料収入	2,884,000
7. 借入金収入	0
8. 雑収入	109,297,055
9. 固定資産売却収入	0
10. 他会計繰入金	65,471,535
11. 繰越金	0
収入合計	755,331,729

支出の部	
科目	決算額
1. 土地改良事業費支出	557,281,823
2. 一般管理費支出	104,395,814
3. 土地改良事業負担金支出	1,447,080
4. 借入金返済支出	3,642,760
5. 支払利息	0
6. 雑支出	79,628,572
7. 他会計貸付金貸付支出	0
8. 他会計借入金返済支出	0
9. 他会計繰出額	8,905,680
10. 繰越金	0
11. 予備費	0
支出合計	755,331,729



令和2年度財産目録

資 産 (単価:円)			負 債 (単価:円)		
摘 要		金 額	摘 要		金 額
1. 流動資産			1. 長期負債		
現金及び預金	一般会計	70,618,733	借入金	沖縄振興開発金融公庫	
未収入金	未収賦課金(H28~R02)		(元金分)	(宮良川)	0
	(経常・特別・管理)	124,979,916	(棚上分)利息	(宮良川)	929,958,606
	その他未収金(H16~H27)		借入金	沖縄振興開発金融公庫	
	(経常・特別・管理)	216,226,451	(元金分)	(名蔵川)	0
小 計		314,206,367	(棚上分)利息	(名蔵川)	30,198,757
2. 特定資産	退職給与積立金	13,270,402	借入金	沖縄振興開発金融公庫	
	出資金(土地改良基金)	2,100,000	(元金分)	(大浦川)	0
	財政調整期金積立金	30,225,842	(棚上分)利息	(大浦川)	12,929,488
	国営施設地上権設定事業費	35,608,401	(元 金) 残高		0
	公庫償還金積立金	63,348,576	(棚上分)利息		973,086,851
	換地清算金償還積立金	35,406,549	長期負債合計		973,086,851
	円滑化基金	1,070			
3. 固定資産	機械器具車両	4,269,000	2. 短期負債	換地清算交付金(宮良川)	48,212,488
	備品事務所所在	7,217,572	未払金	換地清算交付金(名蔵川)	501,465
		0	未払金	退職給与引当金	13,270,402
			引当金	短期負債合計	61,984,355
資 産 合 計		603,272,512	負 債 合 計		1,035,071,206

令和4年度 賦課金について

令和4年度経常・特別・管理賦課金の賦課方法が下記の通りとなりました。

1. 経常賦課金 (改良区の経常的運営経費)		
基盤整備済み受益地に地積割に賦課する・・・(1㎡当たり1.0円、坪当たり3.3円)		
2. 特別賦課金 (事業費の受益者負担に伴う公庫借入償還金)		
基盤整備済み受益地に年度別公庫償還金を地積割に賦課する (賦課金算出資料により賦課する。)		
3. 管理賦課金 (土地改良事業に係る施設の維持管理費)		
整備済み受益地に地積割地区・水使用量地区で下表の通り賦課徴収する。		
旧宮良川地区	普通畑	1㎡当たり4.9円
	水 田	1㎡当たり6.0円(但し底原ダム直接掛かりは1㎡当たり3.0円)
	普通畑	基本料金1㎡当たり2.5円 (地積割)
		水使用量1㎡当たり5.0円 (メーター検針)
※メーター地区 新川、武那田、嘉手苅、野呂水、開南、三川・磯辺・大座(一部)、座原		
旧名蔵川地区	普通畑	基本料金1㎡当たり2.5円 (地積割)
		水使用量1㎡当たり5.0円 (メーター検針)
		但しトウレ、北トウレ、浦田原の一部は1㎡当たり3.9円
	水 田	1㎡当たり3.0円 (ブネラ、トウレ、浦田原、平地原)
		1㎡当たり5.0円 (シーラ、崎枝、フーネ)
旧大浦川地区	普通畑	1㎡当たり4.0円 (大浦川地区)
		1㎡当たり0.5円 (おもと地区)
		1㎡当たり3.9円 (屋良部地区)
	普通畑	基本料金1㎡当たり2.5円 (地積割)
		水使用量1㎡当たり5.0円 (メーター検針)
※メーター地区(伊原間、栄、明石、久宇良)		
給 水 柱 (Ⅲ型)		1㎡当たり50円

令和 3 年度 賦課金 徴収実績

令和 3 年度 賦課額 139,041,992 円 令和 3 年度 未収 賦課額 45,771,389 円

	当 該 年 度		過 年 度
徴 収 額	93,270,603 円	徴 収 額	76,352,454 円
徴 収 率	67.1%	徴収率(全体)	89.9%
年 度 合 計	169,623,057 円 (当該年度、過年度含)		

令和 4 年 3 月 31 日 時点

滞納処分の実施について

平成 20 年 4 月に設立した石垣島土地改良区の合併条件理由の 1 つに、土地改良事業運営の円滑化を図るため「賦課金徴収業務」の強化があげられており、長期滞納者等を筆頭に平成 21 年度から沖縄県知事の認可により「滞納処分」を実施しております。令和 4 年 5 月現在のこれまでの滞納処分実績は、累計で滞納者 934 件、納入金額 9 億 1 千 2 百万円、滞納額 5 億 2 千 2 百万円です。受益者の賦課金が主な財源であることから、各種法令の規定に基づき、戸別訪問や公売手続き等を実施し、滞納賦課金の解消を目標に適正かつ公平に業務を行っております。

組合員の皆様へ

こんな時は 必ず 土地改良区に連絡をお願いします！！

※公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）への手続きだけでは、土地改良区の組合員や賦課面積は変更されません。土地改良区への届出お願い致します。

- 土地の所有者、耕作者の変更、または、組合員の交代及び住所変更があったときは、土地改良法第 43 条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務付けされています。
- 公共用地に農地買収された場合や農地中間管理機構と賃貸借契約した場合、農地を農地以外に転用する場合も届出が必要です。
- 土地改良施設を他目的に使用する場合、土地改良区の許可を得て使用することになります。

※届出用紙は土地改良区の事務所に用意しています。ご希望により郵送しますのでご連絡をお願いします。

注意！ 滞納賦課金は新組合員に継承されます。

※売買や競売等で滞納されている土地を取得すると、土地改良法第 42 条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。事前に必ず土地改良区にご確認をお願いします。

賦課金の期限内納付にご協力下さい！

賦課金の納入通知書は毎年 7 月末に発送します。
 なお、徴収方法については下記のようになっています。
 ○各銀行に口座引き落とし振替等を委託。
 ○窓口で直接徴収、戸別訪問による徴収、法的処置を含めた徴収
 ○その他理事会で定める方法による徴収。
 ※ 便利な口座引き落としを推奨しております。
 納期限までの納入にご理解・ご協力をお願いします。

故障等の際には

工事(災害・補修)及びスプリンクラー故障等に関する用件は下記に連絡ください。
 平 日 石垣島土地改良区 施設管理課
 事務所電話・・・(0980) 83-7210
 土日祝 委託業者：(有)昭電工業 ※スプリンクラー修理のみ
 事務所電話・・・(0980) 82-7697
 携帯番号・・・080-2726-0367
 自動弁等の管理・除草にご理解・ご協力をお願いします。

お気軽にご相談を・・・

土地改良区に関連する届出や農地の件について、ご不明な点などございましたら、お気軽に事務局までご相談ください。



令和 4 年 7 月 発行 No. 6

発行所：石垣島土地改良区
 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地
 〒907-0004 沖縄県石垣市字登野城 1892 番地 2
 TEL (0980) 82-7980 FAX (0980) 83-7378